

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱い（以下「退院基準」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日健感発第 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 6 月 25 日最終改正。ⁱ⁾）においてお示ししているところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 2 年 7 月 17 日付事務連絡。同年 8 月 21 日一部改正ⁱⁱ⁾）⑥において、お示ししているとおり、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、仮に PCR 検査で陽性であった場合でも、感染性は極めて低くなることがわかっています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中においては、医療資源を可能な限り効率的に活用して頂くことが重要であることから、改めて退院基準について、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）【退院基準】（有症状の者）

- ①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ②発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナ

ナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には、2 回の PCR 検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

ⁱ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

ⁱⁱ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 2 年 7 月 17 日付事務連絡。同年 8 月 21 日一部改正。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>